

2015年11月9日

宮城県環境生活部  
消費生活・文化課 消費者行政班 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ  
住所：仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F  
電話番号：022-276-5162  
座長 野崎 和夫  
(宮城県生活協同組合連合会 専務理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会専務理事	野崎和夫
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット	
副代表理事	若狭久美子
宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	大友富子
宮城県消費者団体連絡協議会会長	熊谷睦子
みやぎ生活協同組合専務理事	大越健治
生活協同組合あいコープみやぎ理事長	小野瀬裕義
公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事	冬木 勝仁

「宮城県消費者教育推進計画（案）」への意見

2012年12月に施行された「消費者教育推進法」では、消費者は、単なる商品・サービスの受け手ではなく、社会、経済、環境を公正で持続可能なものに変える力を持ち、その役割を担っている存在だと知ること、消費者自身が「被害を認識する」「危害を回避する」「適切な対応をする」ことができる自立した消費者の育成が重要であるとの趣旨になっています。自立した消費者・自覚ある消費者により形成される「消費者市民社会」の実現には、消費者の行動が求められており、消費者はそのことを、自覚しなければなりません。

宮城県では「宮城の将来ビジョン（2007年度～2016年度）」で10年後に目指す宮城の姿として「消費者被害が減少するとともに、消費者も自ら必要な知識を習得したり情報収集するなど主体的・積極的に取り組んでいます」とし、消費者被害未然防止のための施策を推進しておりますが、東日本大震災の発生に便乗した悪質商法の相談や、高齢者を狙った特殊詐欺被害件数の増加とともに被害金額の高額化の問題が後を絶ちません。啓発に関しては、年代に合わせた内容に吟味していくこと、同じ消費者被害を表す言葉であっても表現方法を変えるなど、特殊詐欺被害一つとっても、様々あり特に高齢者が理解できる内容のものにすることが必要と考えます。

このようなことを勘案し、また、消費者団体の役割として消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、また、実効性のある計画にするために下記の意見・要望を提出いたします。

記

1. 「第3章第1節消費者教育推進の重点事項」に関連して

- (1) 「消費者市民社会」の推進が求められることから、第1節消費者教育推進の重点事項を実効性のあるものにするために、5年後に目指す姿を明確にして、具体的な施策について工程表を作成してください。

(2) 消費者市民社会の形成と消費者教育の推進は本計画の重要な柱と思われることから、その重要性及び関連性について記述してください。また一人ひとりが「消費者力」を高めることが必要であり、そのような消費者を育成するために消費者教育の充実が求められていることが理解できるように表現してください。

## 2. 「第3章第2節ライフステージ・場ごとの取組」に関連して

- (1) 様々な場やライフステージに応じた消費者教育を推進するためには、宮城県独自のイメージマップの作成が必要と考えます。その中で、各年代に応じた「消費者市民社会」の進め方を入れ込む必要があります。
- (2) すべての施策として「消費者教育推進に向け」との記述がありますが、一概に消費者教育と言っても、年代・学年などにより取り組む内容が変わると思われれます。年代ごとのきめ細やかな一覧表が必要です。
- (3) 全学校現場には教職員以外の地域の人や専門家などを配属し、社会教育と地域活動をつなげるようなコーディネートを担う人材が必要です。その一助として消費生活サポーターの活用を求めます。
- (4) これまでも、出前講座や啓発活動は取り組まれてきましたが、いっこうに高齢者を狙う悪質な詐欺事件は減少せず、逆に増加傾向です。啓発活動において消費生活サポーターの活用やロール・プレイング形式を取り入れるなどの工夫が必要です。

## 3. 「第3章第3節消費者教育推進に係る人材の育成」に関連して

- (1) 学校教育期に対しては、分りやすい教材の開発に加え、県が実施した教育機関に対する「消費者教育に関する実施状況調査結果」で、小・中・高の教育現場が求めていることは、「実践事例」や「消費者被害等の情報」を定期的に届けてもらいたいという結果になっています。消費生活センターや相談窓口との連携が必要なことから、消費生活相談員がリーダー核として取り組めるような体制整備を求めます。
- (2) 消費者教育を推進するうえでの、人材育成として「消費生活サポーター」や「地域リーダー」「地域コーディネーター」などの役割を明確にする必要があります。また、育成のみではなく、地域や教育現場などでの活用については、消費生活相談員や行政職員等がつなぎ役となる必要があることから、そのことについての記述を追加してください。

## 4. 「第3章第4節関係団体への支援・連携・協働」に関連して

関係団体への支援・連携・協働の考え方に、企業における新人教育などにも消費者教育を取り入れることを求めます。

## 5. 「第3章第5節他の消費施策等との連携」に関連して

- (1) 環境の保全に配慮した事業活動として、持続可能な開発のための教育、循環型社会の形成に向けたエネルギー教育に関する取り組み項目を追加してください。
- (2) 消費者市民社会の推進に向けての消費行動として、エシカル消費等の教育・普及啓発やフェアトレードの普及啓発に努めることを本文への明記を求めます。
- (3) 「金融教育の推進」のため、カード・クレジット・キャッシングによる多重債務の増加や、インターネットバンキングなどによる金融商品の取り扱いなど、消費者を取り巻く金融商品の動きは複雑になっています。また、収入構造の変化などにより、自分自身のライフプランと資金計画などを交えた金融教育を推進していくことが今後ますます必要になることから、取組事項に追加してください。

以上